

帯広市庁舎広告掲出実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、帯広市庁舎広告掲出要領（平成22年4月1日制定。以下「要領」という。）の実施の細目について定めるものとする。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 要領第2条第1項に規定する指定広告掲出位置及び同条第2項に規定する種類等は、次のとおりとする。

種類	掲出位置	規格	募集枠数	摘要
エレベーター 広告（内部B2 縦ポスター）	1号機	B2版縦	2	2号機の同一場所にも掲出
	3号機	H728mm×W515mm	1	
	4号機	※厚さ35mm	2	
1階ロビーポ スター広告	1階ロビー 壁面	B2版縦 H728mm×W515mm ※厚さ20mm	5	
テレビモニタ ー広告	1階2か 所、11階1 か所	1階待合ロビー50型 以上 1階市民ホール32型 以上 11階食堂42型以上 (テレビモニター)	1	入札参加者を公募し、指名業者 による見積合せで実施業者を 決定する。
自治体案内図 等広告	1階正面玄 関前	H2000mm程度× W3800mm程度×D600 mm程度	1	入札参加者を公募し、指名業者 による見積合せで実施業者を 決定する。

2 掲出位置等は、別図のとおりとする。

3 エレベーター広告の1号機と2号機は交互運転のため、1号機の2枠と同一のポスターを2号機の2枠にそれぞれ掲出する。

(広告の募集の時期、方法等)

第3条 要領第5条及び第9条の広告の募集の時期は、毎年2月（平成20年度は5月）とする。ただし、年度の途中で広告枠を新たに設置し、又は広告枠に空きが生じたときは、随時募集する。

2 要領第5条の広告の募集の方法は、広告掲出に関し必要な事項を市のホームページその他の広報媒体により周知するものとする。

3 広告の募集の単位は、4月から翌年3月までの期間において、1か月を単位とするものとし、最長で12か月までとする。ただし、テレビモニター広告及び自治体案内図等広告は、最長で5年まで更新可能とする。

(広告代理店の選定)

第4条 要領第8条第1項の広告代理店は、帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）第4条各号に該当しないもののほか、次の要件を満たす広告代理店とする。

(1) 北海道内に本支店を置き人員を配置しているもの

(2) 帯広市の競争入札参加資格登録をしているもの

2 広告代理店は公募型指名競争入札により選定するものとし、入札に参加しようとする広告代理店は次の書類を提出し、指名を受けなければならない。

(1) 公募型指名競争入札参加申請書（別記様式第5号）

(2) 帯広市庁舎広告掲出に係る税情報確認承諾書（別記様式第2号）又は市税完納証明書

(3) 広告事業を営むことを証する会社登記簿等の書類

(4) 北海道に本支店を置いていることを証する書類

(5) 広告事業に関する提案書

(6) その他総務部長が必要と認めた書類

3 広告掲出の入札参加者を公募する場合は、募集時期を市のホームページ等で周知するものとする。

4 第4条第2項の規定により書類を受けたときは、内容を審査し、審査結果を審査結果通知書（別紙様式第6号）により通知するものとする。

（広告掲出料及び使用料）

第5条 要領第12条第1項のエレベーター広告及び1階ロビーポスター広告の広告掲出料及び使用料の合計額は、1枠につき月額6,300円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第3項の規定によりエレベーターの1号機と2号機の各1枠に同一のポスターを掲出した場合の広告掲出料及び使用料の合計額は、前項の額と同額とする。

3 テレビモニター広告及び自治体案内図等広告の広告掲出料は、事業実施業者の入札金額とし、別に使用料及び電気代相当額を支払うものとする。ただし、入札額に対しては最低募集価格を設定するものとする。

（広告掲出料を返還しない場合）

第6条 要領第16条第4項の総務部長が別に定めるときは、市の休日及び次の理由により平日の開庁時間においてエレベーターの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が、市の休日を除き1か月単位につき2日以内の場合に限る。）とする。

(1) 機器の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

（様式）

第7条 要領第20条の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号までとする。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成29年1月4日から施行する。

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号

別記様式第4号

別記様式第5号

別記様式第6号